

保育所 学校契約団体傷害保険

本書は、お預かりしている大切なお子さまのための傷害保険のご説明書になります。

学校契約団体傷害保険とは

保育所でお預かりしているお子さまが、施設内で万が一おケガをされた時に保険金をお支払いする保険です。

* 病気は対象外となります。

たとえば次のようなおケガの時に・・・

- ✓ 転んでひざをすりむいた。
- ✓ 保育所の遊具から転落し、骨折した。
- ✓ 園外の保育中に自転車とぶつかってケガをした。

お支払いする保険金額について・・・

補償内容	保険金額
死亡・後遺障害保険金日額	死亡保険金額 ・・・1,000万円 後遺障害保険金額 ・・・30万円～1,000万円
入院保険金日額	4,000円 手術保険金 手術の種類によって 4万円、8万円、16万円
通院保険金日額	2,000円

死亡保険金 : 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。

* すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

後遺障害保険金 : 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いいたします。

入院保険金 * 平常の生活ができなくなり、かつ入院した場合に入院の日数（実日数）に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。但し、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しての入院保険金はお支払いできません。

手術保険金 : 上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じて入院保険金額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。但し、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

通院保険金 : 平常の生活に支障が生じ、かつ通院（往診も含みます）による医師の治療を受けられた場合、通院の日数（実日数）に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。但し事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金はお支払いできません。また支払対象となる「通院の日数」は30日が限度となります。